

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３０）
根 拠 条 項：第１１条第４項
処 分 の 概 要：拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１１条第４項 火薬類取締法第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（猟銃用火薬等）
処 分 基 準： 当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：